

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成31年2月8日

大阪税関長 高木 隆

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
株式会社金沢港運 石川県金沢市湊4丁目11番地	株式会社金沢港運 石川県金沢市戸水町タ、タ34番地1、タ38番地1、タ39番地、タ40番地	廃業	—	平成31年1月31日